

令和5事業年度

# 事業報告書

独立行政法人農林漁業信用基金

## 目 次

|                               |      |
|-------------------------------|------|
| 1. 法人の長によるメッセージ               | P.2  |
| 2. 法人の目的、業務内容                 | P.3  |
| 3. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション） | P.4  |
| 4. 第5期中期目標の概要                 | P.5  |
| 5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等         | P.7  |
| 6. 中期計画及び年度計画                 | P.8  |
| 7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉      | P.12 |
| 8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策        | P.15 |
| 9. 業績の適正な評価の前提情報              | P.16 |
| 10. 業務の成果と使用した資源との対比          | P.17 |
| 11. 予算と決算との対比                 | P.19 |
| 12. 財務諸表                      | P.20 |
| 13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報    | P.23 |
| 14. 内部統制の運用に関する情報             | P.24 |
| 15. 法人の基本情報                   | P.25 |
| 16. 参考情報                      | P.29 |

注：本文及び表中の金額につきましては、単位未満を四捨五入しているため、合計などの数値が一致しない場合があります。

## 1. 法人の長によるメッセージ

令和5年度は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進む一方で、肥料・飼料の価格高騰、海洋環境の変化などを背景とした主要魚種の不漁、台風、大雨、能登半島地震などの厳しい環境の中で、農林漁業が展開された年度でありました。

私ども独立行政法人農林漁業信用基金は、農林漁業を営む皆様の債務の保証保険を通じてその信用力を補完し、経営等に必要な資金の融通を円滑にすること等により、農林漁業の健全な発展に資することを使命としています。

また、災害発生時や収入減少時に、農業・漁業を営む皆様への共済金・保険金が円滑に支払われるよう、共済団体への貸付けを行っています。

当基金では、上記使命を果たすために、令和5年度は、保証保険制度の普及推進を図る目的で、主務省・関係機関との意見交換、資金ニーズ等の調査を実施したほか、ホームページの見直し、パンフレットやリーフレットの関係機関等への配布、融資機関向けWEB説明会の実施等に取り組んできました。

また、スマート農林水産業の実装が加速している中、新たな資金需要に対応するため、主務省や金融機関等関係団体からの情報収集及び意見交換を行い、今後の農林水産業への融資を推進するための方策の検討を行いました。

このほか、長引く不漁等により、共済金等の支払に支障が生ずることのないよう漁業共済団体に対し機動的な貸付けを引き続き行ってまいりました。

当基金では、農業・漁業信用基金協会をはじめとする関係団体の皆様との意見交換等を踏まえ、保証保険制度の普及推進を行うとともに、主務省・関係機関と連携し、適切な事業運営を行うことで、当基金の使命を果たしていくべく、役職員一丸となつて、精励してまいる所存です。

独立行政法人農林漁業信用基金  
理事長 牧元 幸司

## 2. 法人の目的、業務内容

### (1) 法人の目的

農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証、漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の業務に必要な資金を融通すること並びに林業者等の融資機関からの林業（林業種苗生産業及び木材製造業を含む。）の経営の改善に必要な資金の借入れ等に係る債務を保証することにより、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にし、もって農林漁業の健全な発展に資することを目的としております。このほか、農業共済団体等が行う保険事業等に係る保険金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行い、また、漁業共済団体が行う漁業共済事業等に係る共済金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行うことを目的としております（独立行政法人農林漁業信用基金法（平成14年法律第128号。以下「基金法」という。）第3条）。

### (2) 業務内容

- ① 農業信用保険業務…………… 農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証等についての保険を行うこと及び農業信用基金協会が行う保証業務の充実のために必要な資金を貸し付けること。
- ② 林業信用保証業務…………… 林業者等が融資機関から経営の改善に資する資金等を借り入れる際の債務を保証すること、株式会社日本政策金融公庫等に対し森林整備活性化資金の融通に必要な資金を無利子で寄託すること、林業者等及び木材卸売業者等が計画的に木材の生産又は流通の合理化を図るために必要な資金を供給する事業を行う都道府県に対しこれに必要な資金を貸し付けること及び林業経営者に対する経営の改善発達に係る助言その他の支援を行うこと。
- ③ 漁業信用保険業務…………… 漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等についての保険を行うこと及び漁業信用基金協会が行う保証業務の充実のために必要な資金を貸し付けること。
- ④ 農業保険関係業務…………… 農業共済団体等の保険金又は共済金の支払に必要な資金の貸付け等を行うこと。
- ⑤ 漁業災害補償関係業務… 漁業共済団体の共済金又は再共済金の支払に必要な資金の貸付け等を行うこと。

### 3. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

農林水産業は、国民生活に不可欠な食料や木材を供給し、地域の経済やコミュニティを支えるとともに、その営みを通じて、国土の保全等の多面的な機能を発揮しております。このような農林水産業の役割が十分に果たされていくためには、農林漁業経営の維持・発展が不可欠であり、農林漁業経営が必要とする資金が円滑に供給されることが重要であります。自然条件に左右されやすい等の特性から、農林漁業経営は必ずしも信用力が十分でないという課題があります。また、自然災害等が発生した際には、農業保険制度及び漁業災害補償制度に基づく支払が円滑に行われる必要があるため、これら制度を担う農業・漁業の共済団体が十分な支払財源を確保しておくことが求められています。

こうした中、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、①農林漁業者に対し信用保証保険制度に基づく業務を通じた信用力の補完を行うとともに、②農業保険制度及び漁業災害補償制度に基づく農業・漁業の共済団体等への貸付業務等を通じ農漁業者の経営安定に貢献することにより、農林漁業経営を資金供給の面から支援することを使命としています。

農林水産業の持続的な成長を実現し、食料安全保障の強化をはじめ国民生活の安定を図っていくため、信用基金は、その使命を将来にわたって果たすべく、社会経済情勢の変化に適切に対応しつつ、業務を適確かつ円滑に実施しております。

#### 4. 第5期中期目標（令和5年4月1日～令和10年3月31日）の概要

##### （1） 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上

###### ① 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務

- ・ 社会経済情勢の変化や農業構造・漁業構造の変化に対応し、農業信用保険・漁業信用保険の適切な引受けを推進します。
- ・ 農業信用保険制度・漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営を確保します。（適切な保険料率の設定、保険事故率の低減に向けた取組の実施、適切な求償権の管理・回収の取組の促進等）

###### ② 林業信用保証業務

- ・ 森林・林業・木材産業施策に対応し、信用リスクに応じた林業信用保証業務を推進します。（融資機関等に対する普及推進の取組、社会経済情勢に対応した林業者等の資金調達円滑化の支援）
- ・ 林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営を確保します。（適切な保証料率の設定、代位弁済率の低減に向けた取組の実施、求償権の回収の取組の実施等）

###### ③ 農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務

農業保険（農業共済・農業経営収入保険）制度・漁業災害補償制度の円滑な実施のため、共済団体に対する貸付けを着実に実施します。

##### （2） 業務運営の効率化

###### ① 事業の効率化

調査研究費、委託業務費及び業務管理費について、必要性を十分に見極めた上で必要額を適正に支出するとともに、中期目標期間中に、令和4年度比で5%以上削減します。

###### ② 経費支出の抑制

一般管理費（人件費、租税公課、事務所関連経費、外部との不正通信の検知に必要な経費、最高情報セキュリティアドバイザーの設置に必要な経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、必要性を十分に見極めた上で必要額を適正に支出するとともに、中期目標期間中に、令和4年度比で20%以上抑制します。

###### ③ デジタル化の推進

- ・ 業務の電子化について、ICTの活用等による情報デジタル化の取組などを推進します。
- ・ 情報システムの整備及び管理について、PMOの設置等の体制整備を行います。

- ・ デジタル化を通じた業務の生産性向上を図るため、役職員を対象とした I C T 教育を継続的に実施します。
- ④ 調達方式の適正化
- 「調達等合理化計画」について着実に実施します。
- (3) 財務内容の改善
- ① 健全な業務収支の維持・確保
- 長期的に収支均衡とすることを旨として、勘定ごとに中期目標期間の業務収支の黒字を目指します。
- ② 決算情報・セグメント情報の開示
- 決算情報や、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底します。
- (4) その他業務運営に関する事項
- ① 職員の人事
- ・ 人事評価の結果について、職員本人へのフィードバックを適切に行う等により、職員のモチベーションの向上を図ります。
  - ・ 適切な人事管理の仕組みの構築、多様な働き方の推進、ワークライフバランスの実現等を通じた魅力ある就業環境の形成により、人材を確保します。
  - ・ 業務を円滑かつ適確に担う専門人材等を育成するとともに、脱炭素・グリーン化やスマート化等の農林漁業経営を取り巻く新たな環境の変化にも対応し得る人材を育成します。
- ② ガバナンスの高度化
- ・ 運営委員会を開催して、委員から示された意見等を業務運営に適確に反映させます。
  - ・ 業務方法書に定める内部統制に関する基本的事項を適切かつ確実に実施します。
  - ・ 内部監査や監事及び会計監査人による監査を通じて、法令等にのっとり適切な健全な業務運営がなされるようにします。
- ③ 情報セキュリティ対策
- ・ 個人情報の保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進します。

詳細につきましては、第5期中期目標をご覧ください。

[https://www.jaffic.go.jp/info\\_disclosure/outline2/kouhyou03.files/dai5k-chuki-mokuhyo.pdf](https://www.jaffic.go.jp/info_disclosure/outline2/kouhyou03.files/dai5k-chuki-mokuhyo.pdf)

## 5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

### (1) 理念

信用基金は、農業の担い手の育成・確保や経営の安定化、林業の持続的かつ健全な発展、水産業の成長産業化等に加えて、脱炭素・グリーン化の取組の導入・加速化、デジタル技術を活用したスマート農林水産業の実装などの農林水産政策の一環として、農林漁業を営む皆様の信用力を補完し、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にすること等により、農林漁業の健全な発展に資することを使命としています。

### (2) 運営上の方針等

#### ① 基本的使命と社会的責任の自覚

信用基金の基本的使命と金融機関としての社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じてそれらを果たしていくことで、社会に対する一層の揺るぎない信頼の確立を図ります。

#### ② 質の高いサービスの提供

創意と工夫を活かした質の高いサービスを提供し、農林漁業経営に必要な資金の融通の円滑化に貢献し、農林漁業の発展に資するよう努めます。

#### ③ 法令やルールの厳格な遵守

すべての法令やルールを厳格に遵守し、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。

#### ④ 積極的なディスクロージャーとコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、利用者、関係機関等とのコミュニケーションの充実を図るとともに、透明性の高い組織風土を構築し、信頼の確立を図ります。



## 6. 中期計画及び年度計画

中期目標を達成するための中期計画と当該計画に基づく年度計画を作成しており、以下のとおりです。

- ・中期計画 [https://www.jaffic.go.jp/info\\_disclosure/outline2/kouhyou03.html](https://www.jaffic.go.jp/info_disclosure/outline2/kouhyou03.html)
- ・年度計画 [https://www.jaffic.go.jp/info\\_disclosure/outline2/kouhyou04.html](https://www.jaffic.go.jp/info_disclosure/outline2/kouhyou04.html)

| 第5期中期計画   | 令和5年度年度計画   |
|---|---|
| <p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 農業信用保険業務</p> <p>(1) 社会経済情勢や農業構造の変化に対応した農業信用保険の引受け</p> <p>ア 現場での新たな活用ニーズに対応した引受け</p> <p>イ 利用者ニーズを反映した引受け</p> <p>ウ 信用リスク（経営財務状況）に応じた引受け</p> <p>エ 利用者ニーズの把握</p> <p>(2) 農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保</p> <p>ア 適切な保険料率の設定</p> <p>イ 保険事故率の低減に向けた取組の実施</p> <p>ウ 適切な求償権の管理・回収の取組の促進</p> <p>エ その他事務処理の適正かつ迅速な実施</p> <p>2 林業信用保証業務</p> <p>(1) 森林・林業・木材産業施策に対応した林業信用保証業務の推進</p> <p>ア 融資機関等に対する普及推進の取組</p> | <p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 農業信用保険業務</p> <p>(1) 社会経済情勢や農業構造の変化に対応した農業信用保険の引受け</p> <p>ア スマート農業等の新技術の普及状況等について情報収集等を行い、資金・保証需要を精査</p> <p>イ</p> <p>(ア) 法人経営等について、関係団体等への情報収集等によって、畜産、施設園芸等経営部門ごとの資金・保証需要を精査</p> <p>(イ) 関係団体等への情報提供</p> <p>ウ 経営財務状況に応じた段階的な保険料率の導入の必要性について基金協会と認識の共有化</p> <p>エ 保証保険サービスに関して情報提供するほか、基金協会の地域別の会議等において、各地域における資金需要等を聴取</p> <p>(2) 農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保</p> <p>ア 適切な保険料率の設定</p> <p>イ 保険事故率の低減に向けた取組の実施</p> <p>ウ 適切な求償権の管理・回収の取組の促進</p> <p>エ その他事務処理の適正かつ迅速な実施</p> <p>2 林業信用保証業務</p> <p>(1) 森林・林業・木材産業施策に対応した林業信用保証業務の推進</p> <p>ア 融資機関等に対する普及推進の取組</p> |

- イ 社会経済情勢に対応した林業者等の資金調達円滑化の支援
- (2) 林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営の確保
  - ア 適切な保証料率の設定
  - イ 代位弁済率の低減に向けた取組の実施
  - ウ 求償権の回収の取組の実施
  - エ その他事務処理の適正かつ迅速な実施
- 3 漁業信用保険業務
  - (1) 社会経済情勢や漁業構造の変化に対応した漁業信用保険の引受け
    - ア 海洋環境や、漁船漁業の構造変化等を踏まえた資金ニーズの把握
    - イ 重点的に引受けを推進する対象の選定
    - ウ 行政機関等と連携した利用促進
  - (2) 漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保
    - ア 適切な保険料率の設定
    - イ 保険事故率の低減に向けた取組の実施
    - ウ 適切な求償権の管理・回収の取組の促進
    - エ その他事務処理の適正かつ迅速な実施
- 4 農業保険関係業務
  - ア 信用基金の農業保険関係業務の役割や手続について、利用者に対し周知するとともに、利用者ニーズを把握
  - イ 標準的な処理の期間を4営業日と設定し、その期間内に全ての案件を処理
  - ウ 貸付金利を適切な水準に設定
- 5 漁業災害補償関係業務
  - ア 信用基金の漁業災害補償関係業務の役割や手続について、利用者に対し周知するとともに、利用者ニーズを把握
  - イ 標準的な処理の期間を4営業日と設定し、その期間内に全ての案件を処理

- イ 社会経済情勢に対応した林業者等の資金調達円滑化の支援
- (2) 林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営
  - ア 適切な保証料率の設定
  - イ 代位弁済率の低減に向けた取組の実施
  - ウ 求償権の回収の取組の実施
  - エ その他事務処理の適正かつ迅速な実施
- 3 漁業信用保険業務
  - (1) 社会経済情勢や漁業構造の変化に対応した漁業信用保険の引受け
    - ア 資金需要の把握のため、新たな技術や取組の普及状況等を精査し、重点的に引受けを推進していく対象を明確化
    - イ 主務省等と連携し、各種会議の場等を通じて制度周知を図り、利用を促進
  - (2) 漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保
    - ア 適切な保険料率の設定
    - イ 保険事故率の低減に向けた取組の実施
    - ウ 適切な求償権の管理・回収の取組の促進
    - エ その他事務処理の適正かつ迅速な実施
- 4 農業保険関係業務
  - ア 信用基金の農業保険関係業務の役割や手続について、利用者に対し周知するとともに、利用者ニーズを把握
  - イ 中期計画に定める標準的な処理の期間（4営業日）内に全ての案件を処理
  - ウ 貸付金利を適切な水準に設定
- 5 漁業災害補償関係業務
  - ア 信用基金の漁業災害補償関係業務の役割や手続について、利用者に対し周知するとともに、利用者ニーズを把握
  - イ 中期計画に定める標準的な処理の期間（4営業日）内に全ての案件を処理

|   |   |
|---|---|
| <p>ウ 貸付金利を適切な水準に設定するとともに、毎年度検証を実施</p> <p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 事業の効率化</p> <p>(1) 効率的・効果的な業務運営</p> <p>(2) ワークライフバランスの実現</p> <p>2 経費支出の抑制</p> <p>(1) 一般管理費については、中期目標期間中に、令和4年度比で20%以上抑制</p> <p>(2) 人員</p> <p>ア 再雇用の上限年齢について、段階的な引上げに着手</p> <p>イ 毎年度、安定的な職員の新規採用を実施</p> <p>ウ 毎年度、常勤職員数、新規採用職員数、退職者数及び再雇用者数をホームページにおいて公表</p> <p>(3) 人件費</p> <p>3 デジタル化の推進</p> <p>(1) 業務の自動化・電子化</p> <p>(2) 情報システムの整備及び管理</p> <p>(3) ICT教育の実施及びIT人材の育成</p> <p>4 調達方式の適正化</p> <p>第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 健全な業務収支の維持・確保</p> <p>2 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>3 決算情報・セグメント情報の開示</p> <p>4 長期借入金の条件</p> <p>5 短期借入金の限度額</p> <p>6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</p> <p>7 6に規定する財産以外の重要な財産</p> | <p>ウ 貸付金利を適切な水準に設定するとともに、検証を実施</p> <p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 事業の効率化</p> <p>(1) 効率的・効果的な業務運営</p> <p>(2) ワークライフバランスの実現</p> <p>2 経費支出の抑制</p> <p>(1) 一般管理費については、必要性を十分に見極めた上で必要額を適正に支出することとし、抑制するため、以下の事項を着実に実施</p> <p>ア 費用対効果等のコスト意識の徹底</p> <p>イ 個別業務単位ごとの予算執行状況の期中管理を徹底</p> <p>(2) 人員</p> <p>ア 再雇用の上限年齢等の業界別の引上げ状況について、情報収集し、整理</p> <p>イ 優秀な職員の新規採用</p> <p>ウ 常勤職員数、新規採用職員数、退職者数及び再雇用者数をホームページにおいて公表</p> <p>(3) 人件費</p> <p>3 デジタル化の推進</p> <p>(1) 業務の自動化・電子化</p> <p>(2) 情報システムの整備及び管理</p> <p>(3) ICT教育の実施及びIT人材の育成</p> <p>4 調達方式の適正化</p> <p>(1) 調達等合理化計画</p> <p>(2) 調達に係る推進体制の整備</p> <p>第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 健全な業務収支の維持・確保</p> <p>2 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>3 決算情報・セグメント情報の開示</p> <p>4 長期借入金の条件</p> <p>5 短期借入金の限度額</p> <p>6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</p> <p>7 6に規定する財産以外の重要な財産</p> |
|---|---|

|  |   |
|--|---|
| <p>を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>8 剰余金の使途</p> <p>第4 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 施設及び設備に関する計画</p> <p>2 職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)</p> <p>(1) 人事評価</p> <p>(2) 人材の確保・育成</p> <p>(3) 人員【再掲】</p> <p>(4) 人件費【再掲】</p> <p>3 積立金の処分に関する事項</p> <p>4 その他中期目標を達成するために必要な事項</p> <p>(1) ガバナンスの高度化</p> <p>(2) 情報セキュリティ対策</p> | <p>を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>8 剰余金の使途</p> <p>第4 その他業務運営に関する事項</p> <p>1 施設及び設備に関する計画</p> <p>2 職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)</p> <p>(1) 人事評価</p> <p>(2) 人材の確保・育成</p> <p>(3) 人員【再掲】</p> <p>(4) 人件費【再掲】</p> <p>3 積立金の処分に関する事項</p> <p>4 その他</p> <p>(1) ガバナンスの高度化</p> <p>(2) 情報セキュリティ対策</p> |
|--|---|

## 7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

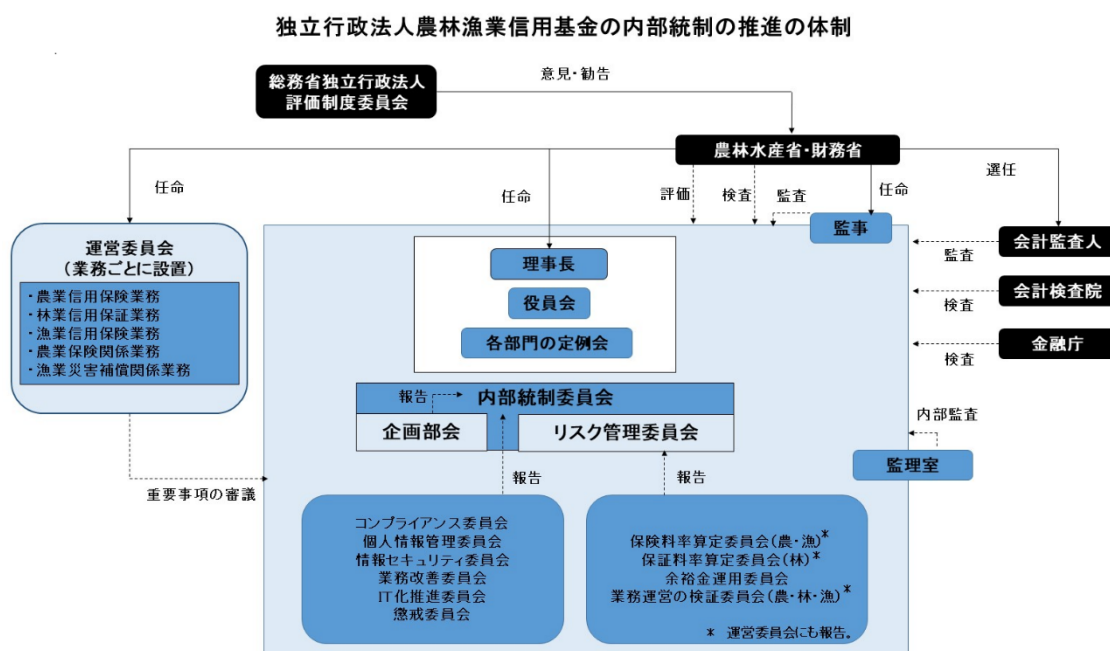
### (1) ガバナンスの状況

#### ① 主務大臣

主務大臣は、農林水産大臣及び財務大臣です。ただし、農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務に関する事項並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項（給与及び退職手当の支給の基準に関するものを除く。）については、農林水産大臣が主務大臣です。

#### ② ガバナンスの体制図

ガバナンスの体制は下図のとおりです。内部統制機能の有効性チェックのため会計監査人（有限責任 あずさ監査法人）の監査のほか、運営委員会など外部有識者等からなる委員会を設け定期的なモニタリング等を実施しています。



内部統制システムの整備の詳細につきましては、業務方法書を参照してください。

[https://www.jaffic.go.jp/info\\_disclosure/outline2/kouhyou02.html](https://www.jaffic.go.jp/info_disclosure/outline2/kouhyou02.html)

## (2) 役員等の状況

### ① 役員状況

役員状況につきましては、下記のURLをご覧ください。

[https://www.jaffic.go.jp/info\\_disclosure/outline22/kouhyou01.html](https://www.jaffic.go.jp/info_disclosure/outline22/kouhyou01.html)

### ② 会計監査人の名称及び報酬

会計監査人は有限責任 あずさ監査法人であり、当事業年度の当法人の監査証明業務に基づく報酬は18百万円（税込）です。

## (3) 職員の状況

常勤職員は令和5年度末において98人（前期比4人減）であり、平均年齢は44歳（前期末44歳）となっています。このうち、国からの出向者は12人、民間からの出向者は2人、令和6年3月31日退職者は2人です。

信用基金は、女性管理職割合を令和8年3月末までに10%以上とすることを目指すこととしており、令和6年3月末時点の同割合は11.7%です。

さらに、勤務時間帯の区分見直し、在宅勤務等手当の新設によるテレワーク推進、各種休暇制度の職員周知・啓発などにより、ワークライフバランスの実現を目指し、魅力ある就業環境の形成に努めています。

## (4) 重要な施設等の整備等の状況

中期目標期間中に実施する事務所移転に向け、効果的・効率的な業務運営が可能となるような事務所のレイアウトの決定等準備を進めました。

## (5) 純資産の状況

### ① 資本金の額及び出資者ごとの出資額（令和5年度）

（単位：百万円）

| 区分        | 期首残高    | 当期増加額 | 当期減少額 | 期末残高    |
|-----------|---------|-------|-------|---------|
| 政府出資金     | 140,025 | —     | —     | 140,025 |
| 地方公共団体出資金 | 5,213   | —     | —     | 5,213   |
| 民間出資金     | 29,055  | 9     | 109   | 28,955  |
| 資本金合計     | 174,293 | 9     | 109   | 174,194 |

民間出資金の当期増加額9百万円については、林業者等が融資機関から必要な資金を借り入れる際に、林業信用保証制度による債務の保証を受けるために出資したものです。民間出資金の当期減少額109百万円については、林業者等からの請求により払い戻したものです。

② 目的積立金の申請状況、取崩内容等

令和5年度は、目的積立金の申請を行っていません。

前中期目標期間繰越積立金については、業務の財源等に充当するために、農業保険関係業務で9百万円を取り崩しています。

(6) 財源の状況

① 財源の内訳

令和5年度の法人単位の収入決算額は68,737百万円であり、国からの財政措置の他にも様々な収入がありその内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

| 区分       | 金額      | 構成比率   |
|----------|---------|--------|
| 収入       |         |        |
| 預り交付金    | 5       | 0.0%   |
| 受入事業交付金  | 614     | 0.9%   |
| 民間出資金    | 9       | 0.0%   |
| 事業収入     | 48,621  | 70.7%  |
| (うち自己収入) | (5,398) | (7.9%) |
| 運用収入     | 445     | 0.6%   |
| 借入金      | 19,035  | 27.7%  |
| その他の収入   | 7       | 0.0%   |
| 合計       | 68,737  | 100.0% |

② 自己収入に関する説明

信用基金の自己収入は、事業収入 48,621 百万円の中の 5,398 百万円と運用収入 445 百万円となっています。

この自己収入 5,398 百万円の内訳は、保険料収入 2,831 百万円、保証料収入 183 百万円、回収金収入 2,163 百万円、求償権回収収入 149 百万円、違約金収入 8 百万円、償却求償権回収収入 9 百万円及び貸付金利息収入 56 百万円となっています。

(7) 社会及び環境への配慮等の状況

信用基金は、国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第7条第1項の規定に基づき、毎年度環境物品等の調達推進を図るための方針を定め、同条第3項の規定に基づき公表し、できる限り環境への負荷の

少ない物品等の調達に努めています。

#### (8) 法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉

信用基金の強みは、約50年にわたる農林漁業向け信用補完業務で培った審査ノウハウです。

また、現場の農業者等・漁業者等に対し債務保証業務を行う全国の農業信用基金協会・漁業信用基金協会（支所）からの情報を集約・活用し、保険事故率の抑制の取組を実施するなど、業務に反映しています。

これらの強みを発揮する基盤を維持・創出するのは豊富な人材であることから、信用基金では、ワークライフバランスの実現を目指し、魅力ある就業環境の形成に努め、金融機関・保証機関出身者を含めた優秀な人材の採用を積極的に行っています。

### 8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

#### (1) リスク管理の状況

信用基金は、保険引受リスク、保証リスク等、業務に内在する各種のリスクについて、潜在的に重要なリスクを含めて総体的に捉え、業務ごとにリスク量を計量し、自己資本等による充足率を点検するなど、統合的にリスク管理を行い、専門的な知見を有する外部有識者を含むリスク管理委員会において審議等を行っています。

#### (2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

令和5年度は、全ての事業区分におけるリスク量が自己資本の範囲内に収まっています。



## 9. 業績の適正な評価の前提情報

### (1) 農業信用保険業務

信用基金は、農業信用基金協会が行う債務保証について保険を行い、信用保証のリスクを引き受け、農業信用基金協会の保証能力の増強と保証活動の推進を図ることにより、農業者等の資金調達を円滑にしています。債務保証を受けている農業者等が借入金を返済できなくなった場合は、農業信用基金協会が融資機関に弁済（代位弁済）し、信用基金は、その農業信用基金協会に対して、代位弁済額の7割を保険金として支払います。

### (2) 林業信用保証業務

林業・木材産業の事業者が融資機関から経営に必要な資金を借り入れる際に、信用基金が、借入債務を保証することによって林業・木材産業の事業者の信用力を補完し、借入れを容易にしています。債務保証を受けている林業・木材産業の事業者が借入金を返済できなくなった場合は、信用基金が融資機関に弁済（代位弁済）します。代位弁済を受けた方には、実情に応じながら、信用基金に代位弁済額を返済していただきます。

### (3) 漁業信用保険業務

信用基金は、漁業信用基金協会が行う債務保証について保険を行い、信用保証のリスクを引き受け、漁業信用基金協会の保証能力の増強と保証活動の推進を図ることにより、中小漁業者等の資金調達を円滑にしています。債務保証を受けている中小漁業者等が借入金を返済できなくなった場合は、漁業信用基金協会が融資機関に弁済（代位弁済）し、信用基金は、その漁業信用基金協会に対して、代位弁済額の7割又は8割を保険金として支払います。

### (4) 農業保険関係業務

信用基金は、被災又は農業収入が減少した農業者に対する共済金等の早期かつ円滑な供給を図るため、共済団体等に対し、共済金等の支払等財源の貸付けを行います。

### (5) 漁業災害補償関係業務

信用基金は、被災した中小漁業者に対する共済金の支払や漁業共済組合に対する再共済金の支払に際し、財源が不足した場合に、必要な資金の貸付けを行います。

## 10. 業務の成果と使用した資源との対比

### (1) 当事業年度の主な業務成果・業務実績

#### ① 農業信用保険業務

令和5年度の保険引受額は、前年度比93.2%の355,537百万円、保険金支払額は、前年度比153.7%の2,706百万円となりました。

#### ② 林業信用保証業務

令和5年度の保証引受額は、前年度比84.3%の13,553百万円、代位弁済額は、前年度比184.3%の479百万円となりました。

#### ③ 漁業信用保険業務

令和5年度の保険引受額は、前年度比94.0%の55,509百万円、保険金支払額は、前年度比87.7%の347百万円となりました。

#### ④ 農業保険関係業務

令和5年度は、貸付けを行いませんでした。

#### ⑤ 漁業災害補償関係業務

令和5年度の貸付額は、前年度比44.9%の9,502百万円となりました。

### (2) 自己評価

自己評価につきましては、業務実績等報告書等をご覧ください。

- ・業務実績等報告書

[https://www.jaffic.go.jp/info\\_disclosure/outline2/kouhyou05.html](https://www.jaffic.go.jp/info_disclosure/outline2/kouhyou05.html)

- ・自己評価と使用した資源との対比

[https://www.jaffic.go.jp/info\\_disclosure/outline22/kouhyou02.html](https://www.jaffic.go.jp/info_disclosure/outline22/kouhyou02.html)

### (3) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評価の状況

| 区分    | 令和5年度                                   | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 |
|-------|---|-------|-------|-------|-------|
| 評価(※) | —                                       | —     | —     | —     | —     |
| 理由    | ※令和5年度の主務大臣による総合評価は、審査中です(令和6年6月30日現在)。 |       |       |       |       |

※ 評語の説明

S：当該法人の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：当該法人の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

C：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

## 11. 予算と決算との対比

詳細につきましては、決算報告書を参照してください。

・決算報告書

[https://www.jaffic.go.jp/info\\_disclosure/outline22/kouhyou04.html](https://www.jaffic.go.jp/info_disclosure/outline22/kouhyou04.html)

(単位：百万円)

| 区分      | 予算      | 決算     | 差額理由 |
|---------|---------|--------|------|
| 収入      |         |        |      |
| 預り交付金   | 5       | 5      |      |
| 受入事業交付金 | 607     | 614    |      |
| 民間出資金   | 45      | 9      | * 1  |
| 事業収入    | 159,926 | 48,621 | * 2  |
| 運用収入    | 422     | 445    |      |
| 借入金     | 130,210 | 19,035 | * 2  |
| その他の収入  | 11      | 7      | * 3  |
| 合 計     | 291,226 | 68,737 |      |
| 支出      |         |        |      |
| 払戻出資金   | 41      | 109    | * 4  |
| 業務経費    | 161,350 | 45,532 | * 2  |
| 借入金償還   | 130,210 | 18,662 | * 5  |
| 借入金利息   | 160     | 4      | * 5  |
| 一般管理費   | 711     | 644    |      |
| 人件費     | 1,385   | 1,183  | * 6  |
| 合 計     | 293,856 | 66,134 |      |

予算額と決算額の差額の説明

- \* 1：民間からの出資受入れが見込みを下回ったことによる減
- \* 2：災害の発生が見込みを下回ったこと等により貸付けが計画を下回ったことによる減
- \* 3：特別出えん金の受入れが見込みを下回ったことによる減
- \* 4：民間出資の払戻しが見込みを上回ったことによる増
- \* 5：災害の発生が見込みを下回ったこと等により借入金が見込みを下回ったことによる減
- \* 6：役職員給与が見込みを下回ったこと等による減

## 12. 財務諸表

詳細につきましては、財務諸表を参照してください。

・財務諸表

[https://www.jaffic.go.jp/info\\_disclosure/outline22/kouhyou04.html](https://www.jaffic.go.jp/info_disclosure/outline22/kouhyou04.html)

### (1) 貸借対照表

(単位：百万円)

| 資産の部       | 金額      | 負債の部      | 金額      |
|------------|---------|-----------|---------|
| 流動資産       | 129,240 | 流動負債      | 15,103  |
| 現金及び預金（*1） | 64,484  | 引当金       | 357     |
| 有価証券       | 25,300  | 政府事業交付金   | 9,685   |
| 短期貸付金      | 38,488  | その他       | 5,061   |
| その他        | 968     | 固定負債      | 5,583   |
| 固定資産       | 126,403 | 引当金       | 731     |
| 有形固定資産     | 989     | 責任準備金     | 4,761   |
| 投資有価証券     | 78,200  | その他       | 91      |
| 長期貸付金      | 25,508  | 保証債務      | 22,142  |
| 寄託金        | 20,926  | 負債合計      | 42,828  |
| その他        | 781     | 純資産の部（*2） |         |
| 保証債務見返     | 22,142  | 資本金       | 174,194 |
|            |         | 資本剰余金     | 11,849  |
|            |         | 利益剰余金     | 48,915  |
|            |         | 純資産合計     | 234,958 |
| 資産合計       | 277,786 | 負債純資産合計   | 277,786 |

### (2) 行政コスト計算書

(単位：百万円)

|           | 金額    |
|-----------|-------|
| 損益計算書上の費用 | 6,208 |
| 経常費用（*3）  | 6,125 |
| 臨時損失（*4）  | 84    |
| 行政コスト合計   | 6,208 |

## (3) 損益計算書

(単位：百万円)

|                       | 金額    |
|-----------------------|-------|
| 経常費用 (* 3)            | 6,125 |
| 業務経費                  | 4,249 |
| 保険事業費                 | 3,886 |
| 保証事業費                 | 360   |
| 貸付事業費                 | 3     |
| 一般管理費                 | 1,872 |
| 人件費                   | 1,146 |
| 減価償却費                 | 180   |
| その他                   | 545   |
| 財務費用                  | 4     |
| 経常収益                  | 7,379 |
| 事業収入                  | 6,920 |
| 保険事業収入                | 5,874 |
| 保証事業収入                | 946   |
| 貸付事業収入                | 99    |
| 財務収益                  | 459   |
| 臨時損失 (* 4)            | 84    |
| 前中期目標期間繰越積立金取崩額 (* 5) | 9     |
| 当期総利益 (* 6)           | 1,180 |

## (4) 純資産変動計算書

(単位：百万円)

|                       | 資本金     | 資本剰余金  | 利益剰余金  | 純資産合計   |
|-----------------------|---------|--------|--------|---------|
| 当期首残高                 | 174,293 | 11,841 | 47,745 | 233,880 |
| 当期変動額                 | △ 100   | 7      | 1,170  | 1,078   |
| 当期総利益 (* 6)           |         |        | 1,180  |         |
| 前中期目標期間繰越積立金取崩額 (* 5) |         |        | △ 9    |         |
| 当期末残高 (* 2)           | 174,194 | 11,849 | 48,915 | 234,958 |

(5) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

|                  | 金額       |
|------------------|----------|
| 業務活動によるキャッシュ・フロー | △ 3,508  |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △ 50,979 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 281      |
| 資金減少額            | △ 54,206 |
| 資金期首残高           | 85,190   |
| 資金期末残高 (* 7)     | 30,984   |

(参考) 資金期末残高と現金及び預金との関係

(単位：百万円)

|              | 金額     |
|--------------|--------|
| 資金期末残高 (* 7) | 30,984 |
| 定期預金         | 33,500 |
| 現金及び預金 (* 1) | 64,484 |

※ 科目の後ろに付されている(\* 1)~(\* 7)は、各財務諸表間で対応する科目を示すものです。

### 13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

#### (1) 貸借対照表

令和5年度末の資産残高は、長期貸付金 3,254 百万円減などにより、前年度末に比べ 10,240 百万円減の 277,786 百万円となりました。その主な内訳は、現金及び預金 64,484 百万円、有価証券 103,500 百万円、貸付金 63,996 百万円、寄託金 20,926 百万円などとなっています。また、負債残高は、政府事業交付金 6,822 百万円減などにより、前年度末に比べ 11,318 百万円減の 42,828 百万円となりました。その主な内訳は、政府事業交付金 9,685 百万円、責任準備金 4,761 百万円、保証債務 22,142 百万円などとなっています。

純資産残高は、令和5年度の当期総利益 1,180 百万円の計上などにより、前年度末に比べ 1,078 百万円増の 234,958 百万円となりました。その主な内訳は、資本金 174,194 百万円（政府出資金 140,025 百万円、地方公共団体出資金 5,213 百万円、民間出資金 28,955 百万円）などとなっています。

#### (2) 行政コスト計算書

令和5年度の行政コストは 6,208 百万円となりました。

#### (3) 損益計算書

経常費用は、保険金支出 897 百万円増などにより、前年度に比べ 1,416 百万円増の 6,125 百万円となりました。また、経常収益は、回収金収入 204 百万円減などにより、前年度に比べ 214 百万円減の 7,379 百万円となりました。この結果、当期総利益は、前年度に比べ 1,697 百万円減の 1,180 百万円となりました。

#### (4) 純資産変動計算書

純資産の当期変動は、資本金 100 百万円減、資本剰余金 7 百万円増及び利益剰余金 1,170 百万円増（当期総利益 1,180 百万円から前中期目標期間繰越積立金取崩額 9 百万円を差引いた額）であり、この結果、令和5年度末の純資産残高は 234,958 百万円となりました。

#### (5) キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フローは、3,508 百万円の資金減少となりました。主な要因は、政府事業交付金の精算による返還金の支出 6,841 百万円などです。

投資活動によるキャッシュ・フローは、50,979 百万円の資金減少となりました。主な要因は、定期預金の預入れ及び有価証券の取得による支出 76,600 百万円などです。

財務活動によるキャッシュ・フローは、281 百万円の資金増加となりました。主な要因は短期借入れの収支差 373 百万円（借入れによる収入 19,035 百万円、返済による支出 18,662 百万円）などです。

これらによって、54,206 百万円の資金減少となり、期末残高は 30,984 百万円となりました。



## 14. 内部統制の運用に関する情報

### (1) 役員会

理事長の業務運営に関する意思決定を補佐するため、定期的に役員会を開催しています。令和5年度においては、役員会を12回開催しました。

### (2) 内部統制委員会

理事長をトップとする内部統制委員会を開催して、コンプライアンス委員会等の各種委員会における取組状況のほか、業務運営全体をモニタリングするなど、内部統制を推進しています。

令和5年度においては、内部統制委員会を4回開催しました。

なお、内部統制委員会に、より効率的・効果的な業務運営を検討する場として設置した企画部会を令和5年度においては4回開催しました。

### (3) コンプライアンスの推進、反社会的勢力の排除

コンプライアンス基本方針を定めるとともに、毎年度、コンプライアンス委員会においてプログラムを策定し、全役職員を対象とした研修を実施しています。

また、反社会的勢力との一切の関係を排除するため、反社会的勢力に対する基本方針を定め、対応マニュアルを整備するとともに、関係機関と連携して適切に対応しています。

令和5年度においては、コンプライアンス委員会を1回開催しました。

### (4) リスク管理

業務に内在する保険引受リスクや保証リスク等のリスクについて、潜在的に重要なリスクを含めて総体的に捉え、業務ごとに信用基金の自己資本等と比較・対照し、統合的にリスク管理を行うとともに、専門的な知見を有する外部有識者を委員に含むリスク管理委員会を開催しています。

令和5年度においては、リスク管理委員会を1回開催しました。

### (5) 監査

各部署から独立した内部監査担当部署（監理室）による内部監査を通じて、また、信用基金から独立した監事及び会計監査人による監査を通じて、法令等に則った適切かつ健全な業務運営が確保されるようにしています。

令和5年度においては、内部監査が5回行われたほか、令和5年11月、令和6年2月～3月に会計監査人監査（期中往査）が実施されました。

## 15. 法人の基本情報

### (1) 沿革

- 昭和62年10月 認可法人農業信用保険協会、特殊法人林業信用基金及び認可法人中央漁業信用基金が統合し、認可法人農林漁業信用基金として設立
- 平成12年4月 認可法人農業共済基金の業務を承継
- 平成15年10月 認可法人農林漁業信用基金を解散し、独立行政法人農林漁業信用基金として設立

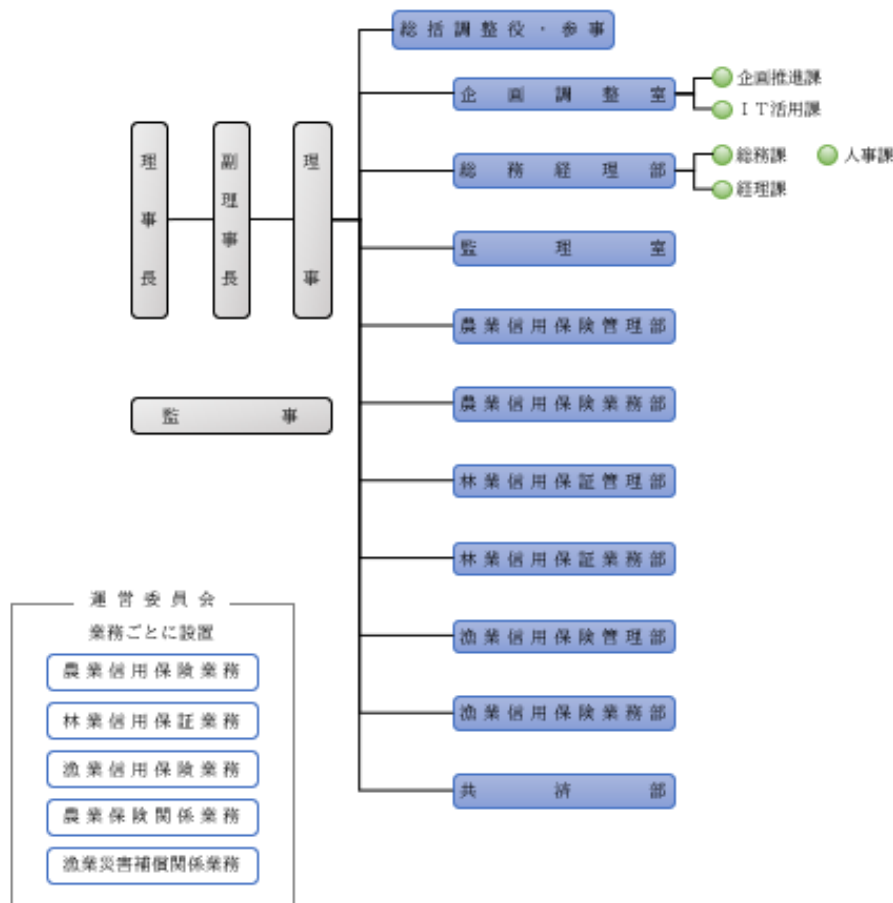
### (2) 設立に係る根拠法

独立行政法人農林漁業信用基金法（平成14年法律第128号）

### (3) 主務大臣

農林水産大臣及び財務大臣

### (4) 組織図（令和6年3月31日現在）



(5) 事務所の所在地

東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー28階

(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

該当なし

(7) 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

| 区分    | 令和元年度   | 令和2年度   | 令和3年度   | 令和4年度   | 令和5年度   |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 資産    | 296,686 | 300,598 | 301,381 | 288,026 | 277,786 |
| 負債    | 56,769  | 68,786  | 70,347  | 54,146  | 42,828  |
| 純資産   | 239,916 | 231,812 | 231,034 | 233,880 | 234,958 |
| 行政コスト | 6,499   | 10,477  | 5,385   | 4,718   | 6,208   |
| 経常費用  | 6,498   | 10,470  | 5,385   | 4,709   | 6,125   |
| 経常収益  | 10,005  | 7,704   | 8,486   | 7,593   | 7,379   |
| 当期総利益 | 3,999   | 900     | 3,104   | 2,876   | 1,180   |

(8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画

詳細につきましては、令和6年度年度計画を参照してください。

・年度計画

[https://www.jaffic.go.jp/info\\_disclosure/outline2/kouhyou04.html](https://www.jaffic.go.jp/info_disclosure/outline2/kouhyou04.html)

① 予算

(単位：百万円)

| 区分      | 金額      |
|---------|---------|
| 収入      |         |
| 預り交付金   | 5       |
| 受入事業交付金 | 515     |
| 民間出資金   | 48      |
| 事業収入    | 172,256 |
| 運用収入    | 462     |
| 借入金     | 130,210 |
| その他の収入  | 11      |
| 合計      | 303,507 |

|       |         |
|-------|---------|
| 支出    |         |
| 民間出資金 | 41      |
| 業務経費  | 163,449 |
| 借入金償還 | 134,759 |
| 借入金利息 | 128     |
| 一般管理費 | 461     |
| 人件費   | 1,354   |
| 合 計   | 300,191 |

② 収支計画

(単位：百万円)

| 区分        | 金額    |
|-----------|-------|
| 収益        |       |
| 経常収益      | 6,815 |
| 政府事業交付金収入 | 776   |
| 事業収入      | 5,585 |
| 財務収益      | 454   |
| 当期総損失     | 639   |
| 合 計       | 7,454 |
|           |       |
| 費用        |       |
| 経常費用      | 7,454 |
| 業務経費      | 5,122 |
| 一般管理費     | 416   |
| 人件費       | 1,373 |
| 減価償却費     | 254   |
| 財務費用      | 128   |
| 引当金等繰入    | 161   |
| 合 計       | 7,454 |

③ 資金計画

(単位：百万円)

| 区分        | 金額      |
|-----------|---------|
| 収入        |         |
| 業務活動による収入 | 173,248 |

|           |         |
|-----------|---------|
| 財務活動による収入 | 130,269 |
| 前年度からの繰越金 | 162,380 |
| 合 計       | 465,898 |
|           |         |
| 支出        |         |
| 業務活動による支出 | 165,356 |
| 投資活動による支出 | 45      |
| 財務活動による支出 | 134,800 |
| 翌年度への繰越金  | 165,697 |
| 合 計       | 465,898 |

## 16. 参考情報

### (1) 要約した法人単位財務諸表の科目の説明

#### ① 貸借対照表

|           |   |
|-----------|---|
| 現金及び預金    | ：現金、普通預金、定期預金                                       |
| 有価証券      | ：残存期間1年以内の地方債、政府保証債、特別の法律により法人の発行する債券、社債、譲渡性預金      |
| 短期貸付金     | ：残存期間1年以内の貸付金                                       |
| その他（流動資産） | ：未収金、未収収益、前払費用などが該当                                 |
| 有形固定資産    | ：土地、建物、工具など独立行政法人が長期にわたって使用又は利用する有形の固定資産            |
| 投資有価証券    | ：残存期間1年超の地方債、政府保証債、特別の法律により法人の発行する債券、社債             |
| 長期貸付金     | ：残存期間1年超の貸付金  |
| 寄託金       | ：株式会社日本政策金融公庫に寄託している森林整備活性化資金の貸付原資                  |
| その他（固定資産） | ：有形固定資産、投資有価証券、長期貸付金、寄託金以外の長期資産で、求償権、無形固定資産などが該当    |
| 保証債務見返    | ：負債の部に計上される保証債務の対照勘定                                |
| 引当金（流動負債） | ：将来の特定の費用又は損失を当期の費用又は損失として見越し計上するもので、保証債務損失引当金などが該当 |
| 政府事業交付金   | ：業務を実施するために国から交付された政府事業交付金のうち、次年度以降に支出する交付金の額       |
| その他（流動負債） | ：保険金支払義務があると認められる額を計上する支払備金などが該当                    |
| 引当金（固定負債） | ：将来の特定の費用又は損失を当期の費用又は損失として見越し計上するもので、退職給付引当金などが該当   |
| 責任準備金     | ：翌年度以降の保険金支払いに充てるなど保険契約上の責任遂行に備えるために積み立てた額          |
| その他（固定負債） | ：長期前受収益などが該当  |
| 保証債務      | ：林業信用保証業務に係る保証残高                                    |
| 資本金       | ：国、地方公共団体及び民間からの出資金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成するもの          |
| 資本剰余金     | ：国から交付された交付金及び民間からの出えん金等が該当し、独立行政法人の財産的基礎を構成するもの    |

利益剰余金 : 独立行政法人の業務に関連して発生した剰余金の累計額

② 行政コスト計算書

損益計算書上の費用 : 損益計算書における経常費用、臨時損失  
行政コスト : 独立行政法人のアウトプットを産み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

③ 損益計算書

業務経費 : 独立行政法人の業務に要した費用(保険事業費及び保証事業費などが該当)  
一般管理費 : 独立行政法人の管理に要した費用(人件費、事務諸費、減価償却費などが該当)  
財務費用 : 利息の支払に要した経費  
事業収入 : 独立行政法人の業務収入(保険事業収入、保証事業収入及び貸付事業収入などが該当)  
財務収益 : 預金利息収入、有価証券利息収入などが該当  
臨時損失 : 固定資産除却損などが該当  
前中期目標期間繰越積立金取崩額 : 業務の財源に充当するための前中期目標期間繰越積立金の取崩額が該当  
当期総利益 : 独立行政法人通則法第44条の規定による利益処分の対象となる利益であって、独立行政法人の経営努力の算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

④ 純資産変動計算書

当期末残高 : 貸借対照表の純資産の部に記載されている残高

⑤ キャッシュ・フロー計算書

業務活動による  
キャッシュ・フロー : 独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、保険料、保証料などの収入、保険金、代位弁済費などの支出、貸付けに係る収入・支出、人件費支出、政府事業交付金収入などが該当  
投資活動による  
キャッシュ・フロー : 将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産や有価証券の取得・売却などによる収入・支出が該当

財務活動によるキャッシュ・フロー：借入れ・返済による収入・支出、出資金の受入れによる収入及び払戻しによる支出などが該当

(2) その他公表資料等との関係の説明

信用基金のホームページでは、制度のご案内や信用基金からのお知らせ等の情報を発信しています。

独立行政法人農林漁業信用基金のホームページ

<https://www.jaffic.go.jp/index.html>

○ パンフレット



○ 広報誌

